

平成18年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブ 採択教育プログラム 事業結果報告書

教育プログラムの名称 : 英語による法学博士課程教育の充実化—法学分野の国際的人材育成の拠点作りのために

機関名 : 九州大学

主たる研究科・専攻等 : 大学院法学府国際関係法専攻

取組実施担当者名 : 河野俊行

キーワード : 法学、国際的競争力、国際シンポジウム、英語による教育、LL.D.

1. 研究科・専攻の概要・目的

九州大学大学院法学府は、教授35名、准教授29名、講師2名を擁し、平成20年4月1日現在、修士課程に106名、博士課程に55名の学生が学んでいる。

本学府の大学院教育の特徴の一つは、英語による法学教育を、修士課程(LL.M.コース)および博士課程(LL.D.コース)において全国に先駆けて展開していることである。これらのコースは、国際関係法専攻が核になって運営されているが、そのほかの専攻に所属する教員も積極的に関与しており、部局全体で支えられて運営されているといっても過言ではない。

それゆえ、法学府のアドミッション・ポリシーの中で、「倫理性・社会性を陶冶すること、柔軟で批判的・創造的な思考力を育成すること、高度の国際性を育成すること、広く社会に通用する専門的能力を育成すること」という教育理念・目標をうたった上で、とくにLL.M.コース、LL.D.コースについては、「アジアに開かれた教育研究体制の一環としての役割を果たしつつ、グローバルに活躍し世界の発展に寄与しうる人材育成を行う」、と位置づけている。

2. 教育プログラムの概要と特色

(1) 九州大学法学府は、従来の法律分野における留学生教育について、留学生数、教育の質保証の観点からみて、その発展可能性に限界があると感じていた。熟慮の結果、従来の留学生教育の背後にある「日本を学ぶ」という観点を、世界の人材育成の一端を担うという観点にパラダイム転換し、国際関係法学専攻を中心として、グローバルな人材育成を行う、という理念を掲げることにした。そしてかかる理念に基づいて、教育内容・方法を根本的に見直し、1994年10月に、国際関係法学専攻を中核としてLL.M.コースを開設した。1999年には、英語で指導し、論文も英語で執筆することを求めるLL.D.コースを博士後期課程に開設した。

本取り組みはこのLL.D.コースにおける取り組みである。

(2) 平成18年2月7日に自由民主党政務調査会司法制度調査会が、「日本の法制度の国際的発信の実現に向けての提言」<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2006/index.html> において、「国際的な感覚と能力を持った人材育成も重要であり」「法曹関係者や行政官等が国際性豊かな人材に育つような方策の検討を進めるとともに、諸外国の人々が日本の法制度に対する理解を深めるため、留学制度や法整備支援の充実強化等を図る必要がある、と強調する(6頁)ように、現在、法学分野の教育には、内外の人材を集めた国際性豊かな人材育成機能をもつことが強く求められている。アメリカのロースクールにおけるDoctor of Juridical Science(法学博士課程)(以下、SJD)はかかる機能を果たしているが、本取り組みにおいては、これに相応する機能をLL.D.コースに与えることを目指し、LL.M.コースとの連続性、および研究成果の対外的発信性を強化することを目指す。その際、日本人学生にも配慮する。

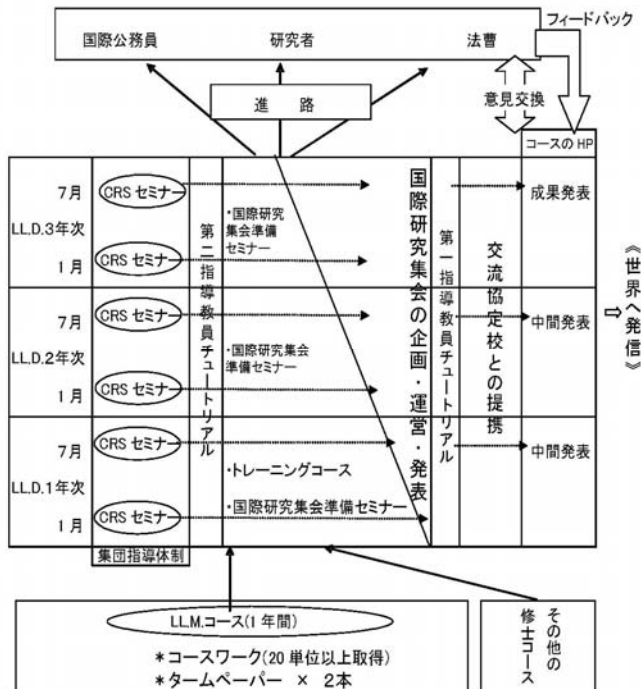
① LL.M.コースとの連続性強化: LL.M.コースはLL.D.コース応募者の重要な母体であるが、コースワーク中心の教育であるため、学位論文執筆に必要なリサーチ能力と論文執筆方法論をLL.D.コース1年次に身につけさせる。そのためのトレーニングコースを開設する。

② 自主性・発信機能強化: 2年次、3年次の学生に、自分の学位論文テーマを扱う国際研究集会のコンセプト作り、パネリスト人選を含む運営、研究発表準備、をさせ、複数セッションを統合した国際研究集会を毎年開催する。その指導のために国際研究集会準備セミナーを新設する。提携校における国際研究集会に学生を出席させ、専門・企画・運営を学ばせる。一新したばかりのHP(<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/english/index.htm>)の機能を高めて、各学生の研究成果を公表

する。

③ 日本人学生への対応:これは副次的な目標であるが、十分な英語力を前提としつつ、国際研究集会準備セミナーや提携校との協力関係を活用して、他コースの日本人学生の国際発信力を高める。

〔履修プロセスの概念図〕



3. 教育プログラムの実施状況と成果

(1) 教育プログラムの実施状況と成果

① 平成18年度の取り組み

a) LL.M.コースとの連続性をはかるための授業科目を、LL.M.及びLL.D.両コースにおいて追加した。

LL.M.コースにおいては博士課程進学者を想定し、理論分析を強く志向する内容の授業 Law and Theory Colloquium (2単位) を新設し、法理論の分野において定評のある著書・論文（たとえば Louis Kaplow and Steven Shavell, “Fairness versus Welfare”）を購読して議論することとした。これは選択科目であるが LL.D.進学希望者には受講を強く推奨している。他方、LL.D.コースにおいては、Legal Research Writing and Methodology (2単位、1年生必修) を新設し、リサーチの仕方、長大な論文執筆に必要な書き方、プレゼンテーションの仕方等の訓練の場を提供している。

b) 本取り組みの柱である国際シンポジウムの企画・準備・開催は、本取り組みの採択結果の通知が平成

18年夏であったため、2月のシンポジウム日程まで大車輪の準備となった。中心となる学生2名の研究テーマがコーポレートガバナンスであったことと準備期間の短さをも考慮し、数回の国際研究集会準備セミナーの結果、「東アジアにおけるコーポレートガバナンス」をテーマにすることが決まった。人選も同時並行的に行い、コーポレートガバナンス一般論と東アジア各国における理論と実務に詳しいパネリストを選び、学生自らの報告がしっくりとおさまる全体設計にいたるまで、教員・学生で議論を重ねた。その過程における国際研究集会準備セミナーでは、コーポレートガバナンスに関する研究の世界的動向、アジアにおける研究の現状、スピーカー候補者選定理由としての当該候補者の研究実績と評価、等を、毎回報告させ、それを受けて討議を進めた。最終的にパネリストとしては、デューク大学、ソウル大学、北京大学、中央大学、東京およびシドニーの法律事務所弁護士、に加えて、LL.D.学生2名が発表した。その議論全体のレベルは高く、LL.D.学生2名の報告も他のパネリストに比べてまったく遜色のないものであった。シンポジウムの全報告は、ハワイ大学ロースクールのロージャーナル Asian-Pacific Law & Policy Journal 9号 (2007) に特集号として掲載されることとなった。また、会議のHP をみて参加問い合わせが海外から寄せられ、2名のカナダ人研究者がトロントから自費参加した。

なお前述の国際研究集会準備セミナーは、LL.D.コースの基本である月1回の指導教員との面談、半年に一度の全体報告会とは別に行われたことを、念のために付言する。

また提携校であるニューヨーク大学ロースクールに学生を派遣した。



2007年国際シンポジウム パネルディスカッション



発表する LL.D.学生 (2007 年)



討論する LL.D.学生 (2007 年)



質問する学生達 (2007 年)

c) LL.D.コースには1名の日本人学生が在籍しており、この学生は全面的に関わることを求めたが、通常の研究コースの日本人学生の関与については、18年度は国際研究集会準備セミナーおよびシンポジウムに受動的にかかわらせ、次年度に積極的関与へと移行することにした。

② 平成19年度の取り組み

a) LL.M.コースとの連続性確保については、19年度に新たに、LL.D.コースにおいて、**Legal Research Training** (2単位、1年生、2年生必修)を新設した。これは、初年度に開講した新科目が研究の技法を学ぶためのものであったのに対し、より研究内容に即した授業の必要性が感じられたためである。これは、LL.M.コースにおいてコースワークに慣れた思考を、研究者に必要な自主的研究のための思考に転換するためのトレーニングであり、文献の批判的な読み方、自分の執筆中の論文を客観的に評価するための訓練、等より実質的な内容に関わった授業科目である。

b) 国際シンポジウムに関しては、平成18年度のシンポジウム終了後、18年度中に、直ちに19年度の準備に着手するよう指示し、学生からは開発法学がテーマとして提案されてきた。関係教員との協議で、この分野における会議を企画することが同意され、テーマの具体化に入った。平成19年4月にその第一案と報告者案が提出されたのを受けて、平成20年度の国際研究集会準備セミナーを開始した。2時間に及ぶ教員、学生一体となった会議の結果、学生当初案は差し戻し、会議コンセプト、それにともなう人選につき再考するため、夏までに数回の国際研究集会準備セミナーをもった。前年度と異なり、このテーマ絞込みは苦しい作業となった。というのも開発法学は範囲が広く、膨大な数の著書・論文が世界中で公表されており、その中でテーマ設定を誤ると一流の研究者はパネリストを受諾してくれず、会議全体のテンションが下がるからである。最終的には、開発法学を発展させ標準モデルとなってきた欧米型モデルに対してアジア型モデルはありうるか、という視点からシンポジウムを構成することにした。この過程においても、国際研究集会準備セミナーにおいては、開発法学の現状、アジアにおける現状、学生の研究テーマとの関連性、等について、学生の報告を受けた厳しい議論が展開された。

この苦しい作業は、大きい成果として現れた。筆者はこれまで数多くの法学の国際会議に出席・発表してきたが、平成19年度のシンポジウムは、どこへ出しても通用する水準の会議となった。パネリストとしては、開発法学の第一人者 **Trubeck** ウィスコンシン大学教授をはじめ、イリノイ大学、ヴィクトリア大学、シンガポール国立大学、ソウル大学、スコタイ・タマシラット公開大学、慶応大学、九州大学教員、またモンゴル鉱山公社 CEO といった人々を招聘し、LL.D.学生も報告した。議論の

レベルは高く、会議後、報告要旨をおくって複数の出版社にコンタクトを取ったところ、イギリスの Routledge 社の開発法学シリーズへの受け入れが決まり、筆者は契約書の検討を終えて署名したところである。*Law and Development in Asia: Alternatives to Universal Schemes* のタイトルで、2010年に出版予定である。これらの国際研究集会準備セミナーが、LL.D.コースの基本である月1回の指導教員との面談、半年に一度の全体報告会とは別に行われたことは、平成18年度と同じである。



2008年国際シンポジウムのパネリスト



発表する LL.D.学生 (2008 年)



報告を聴く学生達 (2008 年)

c) 他コースの日本人学生の関与強化については、シンポジウムのレベルが18年度よりいっそう高まったため、他コースの日本人学生にとっては(とりわけ語学面での)ハードルが高くなるというジレンマに直面した。そこで提携校との協力関係を生かし、ミュンヘン大学との共同ワークショップを利用して英語によるプレゼンテーション能力を高めることから始め、ミュンヘン大学に数名の学生を派遣した。

(2) 社会への情報提供

本取り組み自体の HP は、<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/miryoku/> として作成した。また、英語コースの HP <http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/english/index.htm> を作成し、常時アップデートを図るとともに、各国際シンポジウム独自の HP を作成して発信に努めた。平成18年度のシンポジウムの HP は、<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/english/conference2007/conference/index.htm> 平成19年度のシンポジウムの HP は、<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/english/conference2008/> である。これらのウェブサイトを見て、海外から参加申し込みがあったことは上述したとおりである。

我々は、教育取り組みは実践から生まれる、というスタンスから本取り組みを遂行してきたが、この取り組みから得られた経験、教育ノウハウ等は、毎年学生の興味も適性も変わるため洗練、改善の余地があり、これらの経験やノウハウのモデル化には時間が必要であると感じている。それゆえ、この取り組み自体を取り上げたシンポジウムなどは企画していない。他方、後述するように、我々は20年度の国際シンポジウムを見据えて、すでに動き始めている。

4. 将来展望と課題

(1) 今後の課題と改善のための方策

平成18年度の採択通知受領後、平成19年度に終了するまでの1年8ヶ月ほどの時間が経過し、この期間は教育プログラムの開発には「あまりにも短い」という感想をもつ。にもかかわらず、この2年足らずの間に我々はいくつかの成果をあげることができ、またノウハウを蓄積することが出来たと思っている。その主なものを列挙すれば以下のごとくである。

① 成果

a) 最大の成果は、シンポジウムの成果が、アメリカのロースクールのジャーナルあるいはイギリスの出版社から著書の形で公表できることである。当初は、せいぜい

HP を活用した公表を想定していたに過ぎなかったが、シンポジウムの学術的価値が予想外に高くなったことの喜ばしい成果である。ジャーナルは、lexis、Westlaw といった英語の法律データベースに搭載されることになるし、著書は Amazon.com によって検索可能となる。大学院生の主導にかかるシンポジウムの成果としては画期的であると自己評価している。

b) 本取り組みは、国際シンポジウムを目標に立てて、国際研究集会準備セミナーを企画開催し、内外の研究状況、学生の研究テーマと研究進展状況等をおさえながら展開する教育取り組みである。国際シンポジウムを目標とすることは極めて高い目標設定をすることになるが、この取り組み中に得られた、テーマ設定、パネリスト人選、内外の研究状況の把握、学生の研究テーマとの関われ方、といった諸点は、他の教育プログラムに転用可能である。たとえば、シンポジウムではなく、国内の研究会企画さらにはセミナー企画、といった比較的容易なことを目標設定し、上述した諸点を確認・検討する打ち合わせ会を定期的に持てば、それは博士課程における教育科目として制度化し、展開可能であろう。ただ、これをモデル化して公表するには、もう少し実験的試みが必要であると考えている。

② 課題

課題としては、以下の2点を挙げる。

第一に、国際シンポジウムが2年連続して極めて高いレベルのものになったことは我々の教育ノウハウが正しい方向を向いている結果である、と自己評価している。しかし担当学生の関心と適性は毎年変わるから、我々は、前述したように、この取り組みをモデル化するには、まだ実践が必要であると考えている。ただ、基本的には、シンポジウムの形は維持しつつ、その規模やテーマを柔軟に変えてゆくことで対応したいと考えている。

第二に、現在 LL.D. コースには日本人学生が一名在籍しているが、それ以外のコースの日本人学生の関与の度合いがまだ低い。これは法学分野の大学院生の英語力不足というわが国の大学院教育の根本的な問題点につながるものであり、この問題は別の取り組みにおいてより大きなスケールで解決されるべきものではある。とはいえ、本取り組みにおいても、小さいながら、かかる事態を打破する試みを二つ始めた。もっとも、補助を受けた2年未満の期間では時間不足を感じざるを得なかった。第一は、研究者コースから、LL.D. コースへの転向を可能にするためのルールの洗い出しを始めた。というのもこれ

までは、入試からカリキュラムまで LL.D. コースは通常の研究者コースの博士課程からは切り離されていた。これを、(英語力はもとより) 転向を認めることとし、日本人学生をより多く取り込めるようにするための第一歩である。第二は、日本人学生の意識喚起である。平成19年度は、別資金を用いて、日本人学生を、提携校であるミュンヘン大学と共催(隔年でミュンヘンと福岡で開催)のワークショップに参加・報告させる試みを始めた。これによって他コースの日本人学生に国際的発信力の必要性を体感させることを目的とする。

(2) 平成20年度以降の実施計画

① 平成19年度の会議の成功を受け、パネリストであったハーディング・ビクトリア大学教授から、国際シンポジウム共催の申し入れがあった。彼が暖めてきたアイデアを一緒に具体化してほしいという申し出である。当方からは、これは教育取り組みであるので、当方の学生の関与は不可欠であってこの点が確保されないかと受諾は難しい、と申し入れたところ、それを快諾した上での共催申し込みであった。現在、国際研究集会準備セミナーをどのように活用するか等、詳細を詰めている段階であるが、平成20年度は、ビクトリア大学との共催シンポジウムの形をとることになろう。

② 平成19年度の会議では、LL.D. 全学生によるディスカッサント体制を導入した。これはまだ改善の余地のあるものではあるが、学生全員が報告を事前に読み込み、質問を考え、世界一流のパネリストから答えを得る、というシステムである。これによって、学生にとって高度の知的訓練の場が設定できることが確認できた。20年度のシンポジウムの際は、学生の事前準備の時間をより多く確保する、学生間の打ち合わせの機会をより多く確保する、といった工夫をして、この体制を一層強化することを予定している。



ディスカッサントを勤める学生達 (2008 年)

③ 平成20年度は、前述したミュンヘン大学とのワークショップを福岡で開催する年であるが、これを初めてLLD.シンポジウムの直後に設定し、日本人学生の国際性への意識喚起をいっそう強く働きかける予定するとともに、ミュンヘン大学の学生にも積極的な参加が可能となるような仕組みを検討中である。

「魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会における評価

【総合評価】

- ☒ 目的は十分に達成された
- ☐ 目的はほぼ達成された
- ☐ 目的はある程度達成された
- ☐ 目的は十分には達成されていない

〔実施（達成）状況に関するコメント〕

国際関係法学を中心に、国際的な発信力・通用力のある人材を養成するという目的に沿って、トレーニングコースの新設、国際研究集会準備セミナーの新設、国際シンポジウムの開催という計画が、研究指導や論文執筆を行うLLDコースにおいて着実に実施され、大学院教育の実質化に大きく貢献している。教員・学生が国際研究集会準備セミナーを教育的取組として積み上げながら、その延長線上で国際シンポジウムの開催に結び付けるという手法は、国際的な発信力を養成する取組として波及効果が期待できる。

情報提供については、英語コースを含むホームページ、報告書の刊行、カンファレンスなど、種々の方法で積極的に行われている。

今後、シンポジウム遂行の経験・ノウハウのモデル化、日本人学生の参加を図る方策の検討を進めるとともに、補助事業終了後の自主的・恒常的な展開を支える大学による施策・支援策の明確化により、更なる成果が期待される。

（優れた点）

- ・ 法学分野における国際的人材育成の拠点の形成を目指し、取組実施責任者等担当教員が問題意識を共有して取り組んだ結果、2度の学生主体による国際シンポジウムの開催とともに、その内容のアメリカのロースクールのジャーナルへの発表、イギリスの著名な出版社からの単行本発刊などの実績を上げていることは、極めて大きな成果と評価できる。

（改善を要する点）

- ・ 副次的とされていたものの、他コースの日本人学生の国際的な発信力を高めるという目標には継続的に取り組む必要があり、日本人学生に対する適切な授業科目の新設等の改善・充実の措置を早急に検討することが望まれる。